

平成 31 年度東京二十三区清掃一部事務組合一般廃棄物処理計画

- 1 施行区域 特別区全域
- 2 一般廃棄物の年間の処理量の見込み
  - (1) ごみ 2,858,251 トン  
(日量 9,218 トン)
  - (2) し尿、浄化槽汚泥等 12,098 トン  
(日量 39 トン)
- 3 一般廃棄物の種類及び分別の区分並びに一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項等

別表のとおり

- 4 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

処理施設名	しゅん工予定
光が丘清掃工場	平成 32 年度
目黒清掃工場	平成 34 年度

注) 一般廃棄物処理基本計画に記載されている施設整備のうち、建替え中のものを抜粋

(別表) 一般廃棄物の種類及び分別の区分並びに一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項等

(1) ごみ

区分	種別	処理量	収集区域	収集方法	運搬方法	処分方法
家庭廃棄物	可燃ごみ (管路ごみを除く。)	1,439,113トン (日量 4,642トン)	特別区 全域	各特別区が収集する。	各特別区が自動車及び船舶により運搬する。	東京二十三区清掃一部事務組合が中間処理した後、東京都が設置管理する埋立処分場に埋立処分する。
	不燃ごみ	42,573トン (日量 137トン)				
	管路ごみ (大型のもの、粘着性のあるもの、弾性のあるもの、特に重いもの及び不燃ごみを除く管路収集の対象となるごみをいう。)	822 (日量 2トン)	管路ごみ 収集区域	原則として東京二十三区清掃一部事務組合が毎日収集する。	運搬用パイプラインによる。	
	粗大ごみ (特定家庭用機器廃棄物及びパーソナルコンピュータを除く。)	66,204トン (日量 214トン)	特別区 全域	各特別区が収集する。	各特別区が自動車により運搬する。	
	転居廃棄物であって粗大ごみの形状をしたもの (特定家庭用機器廃棄物及びパーソナルコンピュータを除く。)	—				
事業系一般廃棄物	可燃ごみ	1,275,819トン (日量 4,116トン)	特別区 全域	事業者が自らの責任で行うもののほかは、各特別区が収集する。	事業者が自らの責任で行うもののほかは、各特別区が自動車及び船舶により運搬する。	事業者が自らの責任で処分するもののほかは、東京二十三区清掃一部事務組合が中間処理した後、東京都が設置管理する埋立処分場に埋立処分する。
	不燃ごみ	26,089トン (日量 84トン)				
	管路ごみ	3,309トン (日量 9トン)	管路ごみ 収集区域	原則として東京二十三区清掃一部事務組合が毎日収集する。	運搬用パイプラインによる。	
	粗大ごみ	4,321トン (日量 14トン)	特別区 全域	事業者が自らの責任で行う。		

区分	種別	処理量	収集区域	収集方法	運搬方法	処分方法
	一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物	一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲において、家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物とあわせて各特別区が収集する。				

(備考) 廃棄物の区分のうち、一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第4項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第2条に掲げる産業廃棄物のうち、廃プラスチック類(原則としてプラスチック製造業及びプラスチック加工業から排出されるものを除く。)、紙くず、木くず、金属くず(廃油等が付着しているものを除く。)、ガラスくず及び陶磁器くずで、各特別区が定める規模の事業者から排出されるもの又は各特別区が定める一事業者当たりの平均排出日量未滿のものをいう。

(2) し尿、浄化槽汚泥等

区分	処理量	収集区域	収集方法	運搬方法	処分方法
し尿(事業活動に伴って生じたし尿並びに浄化槽汚泥及びし尿混じりのビルピット汚泥を除く。)	2,737トン (日量 9トン)	特別区全域	各特別区が収集する。	各特別区が自動車により運搬する。	東京二十三区清掃一部事務組合投入施設から下水道投入により処分する。きょう雑物及び処理残さは、清掃工場へ搬入し焼却処分する。
浄化槽汚泥及び専ら居住用のし尿混じりのビルピット汚泥	9,361トン (日量 30トン)		一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が収集する。	一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が運搬する。	
事業活動に伴って生じたし尿及びし尿混じりのビルピット汚泥			一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が収集する。	一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が運搬する。	